

**タクシー利用助成金と
公衆浴場無料開放利用券を
交付します**

【タクシー利用助成券】

■交付対象者

- ①在宅高齢者
満75歳以上の所得税非課税世帯の方
- ②在宅重度心身障害者
所得税非課税世帯に属し、身体障害者手帳肢体不自由上肢1級、下肢1・2級、体幹1・2級、視覚障害1・2級、聴覚言語障害1級、内部障害1級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持している方

■交付枚数

- ①1人年間12枚（同一世帯の2人目からは年間6枚）
- ②1人年間24枚

【公衆浴場無料開放利用券】

■交付対象者

- 在宅高齢者
満65歳以上の方
- 在宅重度心身障害者
心身障害者手帳を所持している方

■交付枚数

- 1人年間36枚

■利用できる公衆浴場

湯之谷温泉（洲之内）
宝湯（壬生川）
明神湯（高田）
道前溪温泉（丹原町来見）

■無料開放日

水曜日

■【申請手続き】

4月1日以降、住所・氏名・年齢の確認できるもの（健康保険証・運転免許証・障害者手帳など）と印鑑を持参し、手続きをしてください。

■【注意事項】

- 年度途中での交付の場合、月割り計算となります。
- 昨年度の利用券は、4月1日以降は使用できません。

■【高齢者対象の申請窓口】

○本庁舎別館高齢介護課
長寿・いきがい対策係
TEL0897-52-1292

○各総合支所市民福祉課
福祉係（東予）

市民福祉係（丹原・小松）

■【障害者対象の申請窓口】

○本庁舎別館社会福祉課
障害者福祉係
TEL0897-52-1214

○各総合支所市民福祉課
福祉係（東予）

市民福祉係（丹原・小松）

**障害者等の自動車税、
軽自動車税を減免します**

障害のある方の社会参加を積極的に支援するため、自動車税、軽自動車税の減免を行います。申請期限後の受付はできませんので、ご注意ください。

■対象となる車両

4月1日現在で障害者が所有する自動車、二輪車、軽自動車（1人、いずれか1台）

※障害者が18歳未満、知的または精神障害者の場合は、

その方と生計を一にする方が所有する車を含みます。

※障害者用に改造した車輛も減免対象となる場合があります。詳しくは各担当課へお問い合わせください。

■車両の使用目的

○障害者本人が運転する車
目的は特に問いません。

○障害者と生計を一にする方が運転する車
申請日現在において、障害者の通学、通院、通所、生業のために車を使用し、かつ今後1年以上の間、月4回以上使用が見込まれる場合。

○障害者のみで構成される世帯の方を常時介護している

■方が運転する車

障害者のために、申請日現在において車を使用し、かつ今後1年以上の間、週3回以上の使用が見込まれる場合。

■申請に必要なもの

印鑑（スタンプ印不可）、納税通知書、身体障害者手帳（戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）、運転免許証、車検証

※本人以外が運転する場合はほかに書類が必要です。

■申請期限 5月24日(金)まで

※軽自動車税の納税通知書は5月上旬に発送予定です。

■自動車税の申請先

○東予地方局課税課
自動車税係
TEL0897-56-1300

■軽自動車税の申請先

○市庁舎本館市民税課
市民税係
TEL0897-52-1317

○各総合支所
税務課税務係（東予）
総務課税務係（丹原・小松）

■自動車税・軽自動車税が減免される障害者の障害程度

区 分		障害の程度	
		本人の運転	家族等の運転
視覚障害	身体障害者	1～4級	
	戦傷病者	特別～4項症	
聴覚障害	身体障害者	2・3級	
	戦傷病者	特別～4項症	
平衡機能障害	身体障害者	3級	
	戦傷病者	特別～4項症	
上肢不自由	身体障害者	1・2級	
	戦傷病者	特別～3項症	
下肢不自由	身体障害者	1～6級	1～3級
	戦傷病者	特別～6項症 1～3款症	特別～3項症
体幹機能障害	身体障害者	1～3級、5級	1～3級
	戦傷病者	特別～6項症 1～3款症	特別～4項症
乳幼児以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能 移動機能	身体障害者	1・2級
		1～6級	1～3級
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓機能障害	身体障害者	1～3級	
	戦傷病者	特別～3項症	
音声機能障害	身体障害者	3級（無喉頭）	
	戦傷病者	特別～2項症（無喉頭）	
知的障害	療育手帳	A級	
精神障害	保健福祉手帳	1級	